

議案第 号

令和3年度

神 栖 市 水 道 事 業 会 計 予 算



## 令和3年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和3年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数          | 33,540 戸                 |
| (2) 年 間 総 給 水 量      | 9,823,568 m <sup>3</sup> |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量    | 26,913 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 配水施設工事 | 1,178,268 千円             |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

|               |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 水道事業収益    | 3,065,642 千円 |
| 第1項 営 業 収 益   | 2,784,877 千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 280,765 千円   |

### 支 出

|               |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 水道事業費用    | 2,847,304 千円 |
| 第1項 営 業 費 用   | 2,781,484 千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 64,820 千円    |
| 第3項 予 備 費     | 1,000 千円     |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 729,383 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 97,838 千円、過年度分損益勘定留保資金 631,545 千円で補てんするものとする。 )。

## 収 入

|               |            |
|---------------|------------|
| 第1款 資 本 的 収 入 | 680,949 千円 |
| 第1項 企 業 債     | 263,200 千円 |
| 第2項 出 資 金     | 314,164 千円 |
| 第3項 負 担 金     | 13,585 千円  |
| 第4項 国 庫 支 出 金 | 90,000 千円  |

## 支 出

|               |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 資 本 的 支 出 | 1,410,332 千円 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 1,178,268 千円 |
| 第2項 資 産 購 入 費 | 8,239 千円     |
| 第3項 償 還 金     | 223,825 千円   |

### (債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項        | 期 間   | 限 度 額    |
|------------|-------|----------|
| 定期水質検査業務委託 | 令和4年度 | 5,536 千円 |

### (企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的    | 限度額        | 起債の方法              | 利 率                                                                        | 償 還 の 方 法                                                                                           |
|----------|------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配水施設整備事業 | 263,200 千円 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 年利5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。 |

### (予定支出の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については, その経費の金額を, それ以外の経費の金額に流用し, 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は, 議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 108,578 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 営業助成のために, 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は, 140,685 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は, 11,023 千円と定める。

令和 3 年 3 月 日 提出

茨城県神栖市長 石 田 進

